

## 贈賄防止規程

株式会社インターネットイニシアティブ

平成 24 年 4 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 会社及び会社の子会社（以下「IIJ グループ」という。）における事業活動（国内外を問わない）において、贈賄による不正行為を防止することを目的として本規程を定める。

### (用語の定義)

第 2 条 この規程において、以下の用語は以下の意味で用いるものとする。

#### (1) 公務員等

公務員、行政代行機関の職員、議員、政党職員その他名称の如何を問わず、日本国又は外国の実質的な政府機関に相当する組織に帰属する者

#### (2) 金銭の支払い等

金銭支払い又は付加価値の提供を行うことを申し出、実際に行い、行うことの約束をし、又は行うことの内部決定

#### (3) 贈賄

公務員等に対して、以下を目的として金銭の支払い等を行うこと及び各国の法令において贈賄として禁止されている行為

- ① 公務員等の公的立場においての行為又は決定に影響を与えること。
- ② 公務員等の合法的任務に違反する行為を実施させること。
- ③ 公務員等についての不適切な利点を確保すること。
- ④ 公務員等をして、政府機関による行為又は決定に影響を及ぼすこと

#### (4) パートナー

政府機関が何らかの形で関与するビジネスにおいて協業する取引先

### (贈賄の禁止)

第 3 条 IIJ グループの役職員は、贈賄を行ってはならない。

### (贈賄の判断)

第 4 条 公務員等に対する金銭の支払いが贈賄に該当するか否かの具体的な判断基準については、各当該国の法令に照らして定めるものとする。ただし、明確な判断が困難であるときは、会社のコンプライアンスを担当する部門において判断する。

(内部統制)

第 5 条 IIJ グループの各社は、当該社の拠点が所在する国毎に、贈賄を防止するための内部統制を構築するものとする。

2 IIJ グループの各社は、所属する役職員に対して、贈賄の禁止に関する適切な周知を行うものとする。

(パートナーの監督)

第 6 条 パートナーと取引をするにあたっては、当該パートナーを十分調査した上、取引契約に贈賄禁止を定める等パートナーに対する適切な監督を行うものとする。

第 7 条 (懲戒)

この規程に違反した役員又は従業員については、就業規則に基づく懲戒の対象となる。

第 8 条 (適用範囲)

この規程の適用範囲は、IIJ グループ全部とする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は取締役会の決議による。

以上